

別紙

諮問第769号

答 申

1 審査会の結論

「組織犯罪対策相談受理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月〇日に〇〇警察署〇〇課に相談した際に作成された相談受理票（民事訴訟（損害賠償、住居侵入、恐かつ等不法行為に対する）において、裁判所に本件事実が存在した事を証明する為）」の開示請求に対し、警視總監が令和元年9月10日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月23日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年7月26日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月21日（第153回第三部会）及び同年9月21日（第154回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 組織犯罪対策相談受理票について

実施機関は、「組織犯罪対策部門に係る相談への適正な対応について」（平成29年3月30日通達乙（組．総．指）第21号。以下「通達」という。）において、組織犯罪対策部門に係る相談（事件相談、告訴・告発に係る相談を含む。以下「組織犯罪対策相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合、「警察総合相談業務管理システム」に相談者その他の関係者（以下「相談者等」という。）の人定情報、相談の要旨等を登録するとともに、同システムから組織犯罪対策相談受理票を出力し、所属長の決裁を受けて保存する旨、定めている。

また、組織犯罪対策相談受理票は、通達別記様式第1号「組織犯罪対策相談受理票」、同3号「相談関係者」及び同6号「相談処理経過の概要」により構成されており、「組織犯罪対策相談受理票」には、相談者の住所、氏名等の人定情報や警察職員が相談者等から聴取した内容が、「相談関係者」には、相談者等の人定情報が、「相談処理経過の概要」には、組織犯罪対策相談に関して判断した内容や実施した措置の具体的事項など処理経過が、それぞれ記載されている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、「組織犯罪対策相談受理票（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定した上で、本件対象保有個人情報のうち、以下の部分を非開示とする一部開示決定を行った。

警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当するとして非開示とした。

「組織犯罪対策相談受理票」の「相手方」欄の非開示とした部分及び「相談の要旨」欄の別紙で開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分、並びに「相談関係者」のうち、「人定情報」欄及び「勤務先・学校等」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は条例16条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

「組織犯罪対策相談受理票」のうち、「分類種別」欄、「措置方法措置結果」欄及び「相談の要旨」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分、並びに「相談処理経過の概要」のうち、「分類種別」欄、「措置」欄及び「処理経過

の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報3」という。）は条例16条6号に該当するとして非開示とした。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件非開示情報は、条例16条2号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当し、実施機関の処分は違法行為であると主張し、開示できる部分について開示を行うよう求めている。

(イ) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1が、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、実施機関は、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、実施機関では、管理職である警察職員については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていなため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報1が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(ウ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2について、開示請求者以外の個人に関する情報

で、それ自体で特定の個人を識別することができる情報のほか、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、さらに同号ただし書のいずれにも該当しないと説明する。

また、実施機関は、組織犯罪対策相談業務について、組織犯罪という組織性、広域性のある多種多様で、警察措置の必要性の見極めが困難な犯罪に関して相談対応する業務であることから、相談者等の秘密を守るという信頼関係に基づいて行われており、本件非開示情報2を開示することによって当該相談者等との信頼関係が崩れ、今後、当該業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなる旨、説明する。さらに、本件非開示情報2は、相談者等から聴取した情報のほか、組織犯罪対策相談業務の処理経過やその過程で判明した情報が記載されるものであり、また、その内容に事件性が認められる場合には、事件化を図るなどの対応を行うものであるため、これを開示することによって当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、同条6号に該当すると説明する。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件非開示情報2のうち、「組織犯罪対策相談受理票」の「相手方」欄には開示請求者以外の個人の氏名、住所等の人定情報が、「相談の要旨」欄の別紙で開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分には開示請求者以外の個人から聴取した内容が、「相談関係者」の「人定情報」欄及び「勤務先・学校等」欄には開示請求者以外の個人の人定情報が、それぞれ記載されていることが認められた。

また、本件非開示情報2を開示することにより、相談者等の秘密を守るという信頼関係が崩れ、その結果、今後、組織犯罪対策相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

以上のことから、本件非開示情報2が条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、また、同条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(エ) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報3には、警察職員が相談者等から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識、経験を用いて評価、判断した結果及び措置が記載されていると説明する。また、本件非開示情報3を開示することにより、組織犯罪対策相談業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価、判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適正な事案判断など、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本件非開示情報3は、条例16条6号に規定する非開示情報に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3のうち、「組織犯罪対策相談受理票」の「分類種別」欄には当該組織犯罪対策相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、そして、「相談の要旨」欄の別紙には、警察職員が評価、判断した内容が、それぞれ記載されている。また、「相談処理経過の概要」の「分類種別」欄及び「措置」欄には「組織犯罪対策相談受理票」の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容が、「処理経過の概要」欄には警察職員が評価、判断した内容が、それぞれ記載されていることが認められた。

以上のことを踏まえると、本件非開示情報3を開示することにより、組織犯罪対策相談業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価、判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報3が条例16条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、前記ウ（ア）のとおり条例16条2号ただし書口の規定により、開示できる部分についての開示を求めているが、本件において条例16条2号本文に該当する部分について、同号ただし書口に該当する事実は認められず、また、審査請求

書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明